

◎ 大阪府生活環境の保全等に関する条例 届出施設一覧

1	畜産農業の用に供する牛房施設(牛房の総面積が百五十平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	食料品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの(第十三号に掲げるものを除く。) イ 洗浄施設 ロ 混合施設 ハ 摩砕施設
3	パルプ・紙・紙加工品製造業の用に供するコルゲートマシン
4	化学工業の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 反応施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設
5	石油製品・石炭製品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 分離施設 ロ アスファルトプラント
6	プラスチック製品製造業の用に供する混合施設(有害物質を含む溶剤による洗浄作業を伴うものに限る。)
7	窯業・土石製品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 研摩施設 ロ 洗浄施設 ハ 混合施設 ニ 成型施設 ホ 薬品処理施設
8	鉄鋼業の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 熔融めっき施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	非鉄金属製造業の用に供する洗浄施設
10	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 熔融めっき施設 ハ 湿式集じん施設
11	水道施設(水道法第三条第八項に規定するもの(専用水道の設置者の管理に属

	するものを除く。)をいう。)のうち浄水施設で、次に掲げるもの
	イ 沈でん施設
	ロ ろ過施設
12	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設
13	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積が百二十平方メートル未満の事業に係るものを除く。)
14	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げるものに限る。)
15	届出事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設